

即時償還について

次に該当したときは、直ちに未償還元利金を償還することになります。

(1) 組合員の資格を喪失したとき。

①退職手当金が支給されるときは、退職手当金から未償還元利金を控除します。

②他の共済組合へ転出したときは、新しく所属する共済組合で返済資金の貸付けを受け、未償還元利金を償還することができます。

ただし、転出先が地方職員共済組合青森県支部、警察共済組合青森県支部又は青森県市町村職員共済組合の場合は、5年以内に公立学校共済組合の組合員として復帰する可能性があることを条件に、即時償還は行わず、継続して公立学校共済組合の償還金を給与から控除することもできます。

また、国家公務員共済組合への転出で、団体信用生命保険に加入している貸付けを有する場合は、個人払いにより当共済組合への償還を継続することができます。

なお、5年経過後、公立学校共済組合へ復帰しなかったときは、その時点で全額を償還することになります。

③公立学校共済組合の他の支部へ異動したときは、新たな支部で償還を続けます。

(2) 貸付けの申込み内容に偽りのあることが認められたとき。

(3) 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は介護構造部分に係る貸付けについて、貸付申込書に記載した完了予定日より工事等が遅延し、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき。

(4) その他貸付規程に違反したとき。